

平成28年9月14日 建設経済委員会

建設経済部建築住宅課

## 議案説明資料

1 議案第49号 田川市市営住宅管理条例の一部改正について

・・・P1

議案第49号 田川市市営住宅管理条例の一部改正について

1 改正理由及び改正の内容

(1) 大浦市住建替えに伴う土地の地番の整理等

ア 大浦市住の地番の整理

大浦市住建替えは開発行為に該当するため、建替え後の現況（住宅用地、道路、緑地等）ごとに土地（筆）を整理したことによるもの。

イ 大浦市住の汚水を後藤寺東団地污水处理場で処理するための規定整理

大浦市住建替えによりトイレの水洗化等を行ったことから、その污水处理を隣接する後藤寺東団地污水处理場で行うため、当該污水处理場の処理区域を拡大するもの。

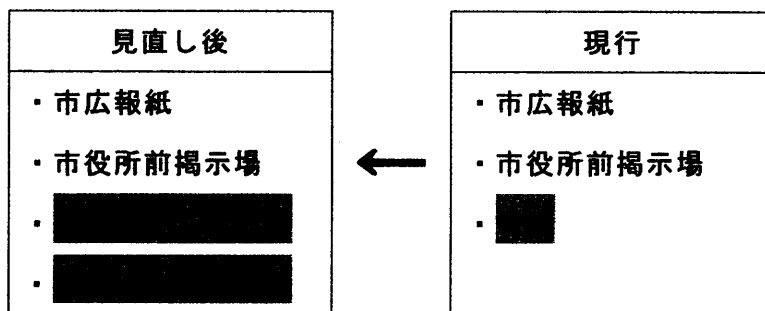
(2) 市営住宅連帯保証人に係る規定の現状に合わせた見直し

ア 市営住宅入居時等に必要となる連帯保証人について、本市では入居者個々の事情に応じて柔軟な対応を行っている。（例 やむを得ないと認められるときは年金受給者を連帯保証人として承諾する等）

イ このことから、実情に合わせた改正（「年金受給者を除く」規定を削る。）を行うもの。

(3) 文言整理等

ア 市営住宅の募集方法の規定を現状に合わせた方法に見直し。



イ 污水处理施設に係る文言整理

県営住宅の名称を福岡県告示に合わせる等の整理

ウ その他文言整理

条例の規定（入居者資格）に紛れが生じない表記とする等の技術的な整理

(4) 施行日

平成28年10月1日

2 新旧対照表（P2～P7）

○田川市市営住宅管理条例（平成9年条例第32号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>（入居者の公募の方法）</p> <p>第4条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(1) 市広報紙</p> <p>(2) 市役所前掲示場</p> <p>(3) <u>市のホームページ</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、周知に適切な方法</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>（入居者の公募の方法）</p> <p>第4条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(1) 市広報紙</p> <p>(2) 市役所前掲示場</p> <p>(3) <u>新聞</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) その者の収入が158,000円以内であること。ただし、次に掲げる場合にあつては、214,000円以内とする。</p> <p>ア 入居者又は同居者に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じそれぞれ次に定める程度であるものがある場</p>	<p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) その者の収入が158,000円以内であること。ただし、次に掲げる場合にあつては、214,000円以内とする。</p> <p>ア 入居者又は同居者に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じそれぞれ次に定める程度であるもの</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>㉔</p> <p>㉕</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ <u>入居者又は同居者に戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は第1号表ノ3の第1款症であるものがある場合</u></p> <p>ウ <u>入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がある場合</u></p> <p>エ <u>入居者又は同居者に海外からの引揚者で本邦に引き上げた日から起算して5年を経過していないものがある場合</u></p> <p>オ <u>入居者又は同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある場合</u></p>	<p>(7) (略)</p> <p>(イ) 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ <u>戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は第1号表ノ3の第1款症であるもの</u></p> <p>ウ <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</u></p> <p>エ <u>海外からの引揚者で本邦に引き上げた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>オ <u>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</u></p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>カからケまで（略）  (4)から(7)まで（略）</p> <p>（入居の手続）</p> <p>第11条 公営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者（生活保護受給者を除く。）で、市長が適当と認める連帯保証人1名の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2)（略）</p> <p>2から6まで（略）</p>	<p>カからケまで（略）  (4)から(7)まで（略）</p> <p>（入居の手続）</p> <p>第11条 公営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者（年金生活者及び生活保護受給者は除く。）で、市長が適当と認める連帯保証人1名の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2)（略）</p> <p>2から6まで（略）</p>
<p>（入居者の資格）</p> <p>第37条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合における当該改良住宅の公募の方法、入居者資格等については、第4条から第6条まで（<u>同条第3号ただし書を除く。</u>）、第7条第1項、第9条及び第10条の規定を準用する。</p>	<p>（入居者の資格）</p> <p>第37条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合における当該改良住宅の公募の方法、入居者資格等については、第4条から第6条まで（<u>同条第1項第3号ただし書を除く。</u>）、第7条第1項、第9条、第10条の規定を準用する。</p>

新（改正案）

旧（現行）

別表（第2条関係）

名称	所在地
(略)	(略)
大浦市住	<u>田川市大字奈良1520番地124</u>
(略)	(略)

別表（第2条関係）

名称	所在地
(略)	(略)
大浦市住	<u>田川市大字奈良1551番地50</u>
(略)	(略)

○田川市污水处理施設条例（平成15年条例第9号）新旧対照表

新（改正案）			旧（現行）		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
名称	位置	処理区域	名称	位置	処理区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大藪団地污水处理場	田川市大字川宮166 0番地	大藪団地及び新生町団地の区域	大藪団地污水处理場	田川市大字川宮166 0番地	大藪団地の区域
中央団地污水处理場	田川市大字伊加利19 58番地	福岡県営田川中央住宅の区域	中央団地污水处理場	田川市大字伊加利19 58番地	田川中央県営住宅団地の区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
伊田原団地污水处理場	田川市大字夏吉207 番地	福岡県営伊田原住宅の区域	伊田原団地污水处理場	田川市大字夏吉207 番地	伊田原団地の区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
あさひ台団地污水处理場	田川市大字糺1960 番地1	福岡県営あさひ台住宅の区域	あさひ台団地污水处理場	田川市大字糺1960 番地1	あさひ台団地の区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
後藤寺東団地污水处理場	田川市大字奈良152 0番地1	後藤寺東団地及び大浦市住の区域	後藤寺東団地污水处理場	田川市大字奈良152 0番地1	後藤寺東団地の区域
城山団地污水处理場	田川市大字伊加利20	城山団地市住、福岡県	城山団地污水处理場	田川市大字伊加利20	城山団地の区域

新（改正案）			旧（現行）		
	11番地	菅城山住宅及び城山町の区域		11番地	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)